



# 嵐山町の医療費状況

問合せ  
町民課 保険年金担当 ☎62-2154

平成25年1月の加入者及び医療費状況（1月末人口：18,426人）

	加入者 (人)	前月比 (人)	人口に対する 加入率	総医療費 (円)	1人当り医療費 (円)	前月比	医科入院の1件 当り医療費(円) (県平均)	医科入院外の1件 当り医療費(円) (県平均)
国保 (一般)	4,982	-22	27.0%	120,910,150	24,269	104.6%	452,029 (535,018)	15,215 (13,013)
国保 (退職※1)	532	-2	2.9%	9,381,068	17,634	83.0%	471,724 (571,249)	15,417 (14,564)

※1) 厚生年金や共済年金の老齢年金を受けている65歳までの被保険者の方で、その年金制度への加入期間が20年以上ある方、若しくは、40歳以降10年以上の加入期間がある方とその方に扶養されている方が該当です。

## ◆◆◆ 保険が変わったら速やかに届け出を！ ◆◆◆

社会保険や共済などの健康保険の資格がなくなって国保に加入するときは、原則として14日以内に届け出が必要です。加入日は**前の保険の喪失日**となります。届け出にきた日や希望日ではありません。届け出が遅れると、国保加入が前の保険の喪失日となることから、税金も遡って賦課されるので、一度に多額の税金を納めることとなる場合もあります。国保に加入する場合は、前の保険の喪失日がわかる証明書と印鑑をお持ちになり、速やかに届け出をお願いします。

また、社会保険に加入したことにより、国保を脱退するときも届け出が必要です。届け出がないと、**保険に二重加入**していることとなり、医療機関などが医療費の請求先を間違えたり、被保険者の方が**保険税を二重負担**することになってしまいます。社会保険に加入した場合は、新しい社会保険の保険証とそれまで加入していた国保の保険証及び印鑑をお持ちになり、役場町民課保険年金担当窓口において届け出をお願いします。

## ◆◆◆ 人間ドック・併診ドックの申込みが始まります。 ◆◆◆

平成25年度分の、人間ドック・併診ドックの受診申込みは、**5月11日(土)から5月31日(金)まで**（日曜日を除く）です。

この期間に申込みをされないと今年度は受診することができません。

受付時間は、平日は8時30分から17時15分まで、土曜日は8時30分から12時までです。

※国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証を必ず持参ください。

窓口は**健康いきいき課（11日のみ町民ホール）**で受付を行います。

申込み初日は混雑が予想されます。人間ドックを希望される方は、定員はありませんので日程をずらして窓口にお越しください。

(注意) ※**特定健康診査・健康診査について、詳細は健康カレンダーをご覧ください。**

	人間ドック	併診ドック（先着50名）	特定健診・健康診査
対象	35歳～74歳の国保被保険者 後期高齢者医療被保険者	35歳～70歳未満の国保被保険者 (平成23、24年度未受診者)	40歳以上国保被保険者 後期高齢者医療被保険者
申込み方法	健康いきいき課窓口 初日（11日）は町民ホール		6月下旬に町より送付される受診券を持参し、実施医療機関窓口へ

# 川越年金事務所 年金相談業務等の延長のお知らせ

川越年金事務所では、年金相談窓口の時間延長及び第2土曜日を開庁しています。ぜひご利用ください。

・19時まで延長・・・5月7日、13日、20日、27日

・第2土曜日開庁・・・5月11日

(土曜日の受付は9時30分から16時までです。)

問合せ 川越年金事務所 ☎049-242-2657

## 国民年金の加入手続きはお済みですか？

国民年金は、老齢、障害、死亡などの基礎的な生活の保障をするため、国籍・職業を問わず、日本に住む20歳から60歳までの人は全員が加入することになっています。

加入者は、職業などによって次の3種類に分かれますので、就職や結婚などにより加入の種別が変わるときは国民年金の届出が必要です。忘れずに手続きをしましょう。

- ・第1号被保険者・・・農業者、自営業者、学生、フリーアルバイト等
- ・第2号被保険者・・・会社員、公務員（厚生年金や共済組合に加入している人）
- ・第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	第1号被保険者加入の手続きをする	第1号被保険者→役場
会社を退職したとき	第1号被保険者加入の手続きをする (被扶養配偶者であった方も同様)	役場
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	役場
会社に就職したとき	第2号被保険者加入の手続きをする	勤務先
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

問合せ 町民課 保険年金担当 ☎62-2154